

市区町村別集計項目(推進体制等)

岐阜県	
市区町村数	42

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1		問2-1	問2-2	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)					
			担当課(室)名	所属	事務所掌	庁内連絡会議の有無	諮問機関の有無	問3-1 有			問3-1 無	問4-1 有			問4-1 無	
								問3-2 条例名称	問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況
					17	28	14				42					
21	201	岐阜市	男女共生・生涯学習推進課	1	1	1	1	岐阜市男女共同参画推進条例	2002年6月28日	2002年6月28日		第3次岐阜市男女共同参画基本計画(改定版)	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1	
21	202	大垣市	男女共同参画推進室	1	1	1	1	大垣市男女共同参画推進条例	2003年3月28日	2003年4月1日		大垣市第五次男女共同参画プラン	2023年4月 ~ 2028年3月	1	1	
21	203	高山市	生涯学習課	1	2	1	1	高山市男女共同参画推進条例	2002年12月25日	2003年4月1日		第5次高山市男女共同参画基本計画	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
21	204	多治見市	くらし人権課	1	2	0	1	多治見市男女共同参画推進条例	2005年6月27日	2005年7月1日		第3次たじみ男女共同参画プラン後期計画	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
21	205	関市	市民協働課	1	2	1	1	みんなが輝くまち関市男女共同参画推進条例	2014年6月30日	2014年7月1日		第3次せき男女共同参画まちづくりプラン	2019年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1	
21	206	中津川市	市民協働課	1	2	1	1				0	なかつがわ男女共同参画プラン(第4次)	2016年4月1日 ~ 2027年3月31日	0	1	
21	207	美濃市	総合政策課	1	2	1	1				0	第3次男女共同参画いきいきプラン美濃	2018年4月 ~ 2028年3月	1	1	
21	208	瑞浪市	生活安全課	1	2	1	1				0	第2次みずなみ男女共同参画プラン(後期)	2019年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1	
21	209	羽島市	市民協働課	1	2	1	1				0	羽島市男女共同参画プラン	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1	
21	210	恵那市	企画課	1	2	0	1				0	第2次恵那市男女共同参画推進プラン	2016年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
21	211	美濃加茂市	ひとづくり課	1	2	0	1				0	第3次みのかも男女共同参画基本計画	2020年4月 ~ 2030年3月	0	1	
21	212	土岐市	まちづくり推進課	1	2	1	1				0	第2次土岐市男女共同参画プラン	2014年3月 ~ 2024年3月	1	1	
21	213	各務原市	まちづくり推進課	1	2	0	1	各務原市男女が輝く都市づくり条例	2005年3月31日	2005年4月1日		第4次かかみがはら男女共同参画プラン	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
21	214	可児市	地域協働課	1	2	1	1	可児市だれもが輝く男女共同参画社会づくり条例	2007年6月13日	2007年7月1日		可児市男女共同参画プラン2023	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
21	215	山県市	企画財政課	1	2	1	1	山県市男女共同参画推進条例	2015年3月20日	2015年3月20日		第4次山県市男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
21	216	瑞穂市	総合政策課	1	2	1	1	瑞穂市男女共同参画推進条例	2010年12月17日	2011年4月1日		瑞穂市男女共同参画基本計画	2020年4月1日 ~ 2030年3月31日	1	1	
21	217	飛騨市	総合政策課	1	2	0	1				3	第3次飛騨市男女共同参画基本計画	2021年4月1日 ~ 2026年3月31日	1	1	
21	218	本巣市	企画財政課	1	2	1	1				0	第4次本巣市男女共同参画プラン	2023年4月1日 ~ 2029年3月31日	1	1	
21	219	郡上市	企画課	1	2	0	1	郡上市男女共同参画推進条例	2018年3月23日	2018年4月1日		第3次郡上市男女共同参画プラン	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
21	220	下呂市	企画課	1	2	0	0				2	下呂市女性の活躍推進計画	2023年4月 ~ 2033年3月	1	1	
21	221	海津市	市民活動推進課	1	2	1	1	海津市男女共同参画推進条例	2008年3月24日	2008年4月1日		第4次海津市男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
21	302	岐南町	総務課	1	2	0	0				0	第3次岐南町男女共同参画プラン	2020年4月1日 ~ 2025年3月31日	1	1	
21	303	笠松町	総務課	1	2	1	1				0	第3次笠松町男女共同参画プラン	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
21	341	養老町	総務課	1	2	1	1	養老町男女共同参画のまちづくり条例	2005年3月28日	2005年4月1日		養老町第三次男女共同参画プラン	2022年4月 ~ 2032年3月	1	1	
21	361	垂井町	企画調整課	1	2	0	1				0	垂井町第3次男女共同参画プラン	2023年4月 ~ 2033年3月	0	1	
21	362	関ヶ原町	総務課	1	2	0	0				0	関ヶ原町男女共同参画プラン(第4次)	2023年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
21	381	神戸町	まちづくり戦略課	1	2	0	0				0	第2期神戸町男女共同参画プラン	2022年4月1日 ~ 2027年3月31日	1	1	
21	382	輪之内町	総務課	1	2	0	1	輪之内町男女共同参画推進条例	2011年3月9日	2011年4月1日		発見! 必見! わのうち未来へつなぐプラン ~誰もが自分らしく生きられる社会のために~	2022年4月 ~ 2027年3月	1	1	
21	383	安八町	企画調整課	1	2	0	1				2	安八町男女共同参画プラン	2018年4月1日 ~ 2028年3月31日	1	1	
21	401	揖斐川町	政策広報課	1	2	0	1				0	揖斐川町第2次男女共同参画プラン	2019年4月 ~ 2024年3月	1	1	
21	403	大野町	総務課	1	2	0	0				0	男女共同参画プランおおの	2023年4月 ~ 2033年3月	0	1	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	問1				問2-1 庁内連絡会議の有無	問2-2 諮問機関の有無	男女共同参画に関する条例				男女共同参画に関する計画 (2023年4月1日現在で有効なもの)				
			担当課(室)名	所属	事務所掌	問3-1 有			問3-1 無		問4-1 有			問4-1 無			
						問3-2 条例名称			問3-2 公布日(西暦)	問3-2 施行日(西暦)	問3-3 現在の状況	問4-2 計画名称	問4-2 計画期間	問4-2 女性活躍推進法との関係	問4-3 計画策定の方法	問4-4 現在の状況	
21	404	池田町	社会教育課	2	2	0	0				0	池田町男女共同参画プラン「いけだチャチャチャ」	2023年4月1日 ~ 2033年3月31日	0	1		
21	421	北方町	政策財政課	1	2	0	0				0	北方町男女共同参画プラン	2017年4月 ~ 2025年3月	0	1		
21	501	坂祝町	企画課	1	2	0	0	坂祝町男女共同参画推進条例	2014年3月17日	2014年3月17日		坂祝町男女共同参画基本計画	2023年4月 ~ 2033年3月	1	1		
21	502	富加町	企画課	1	2	0	0				0	富加町男女共同参画計画	2014年4月1日 ~ 2024年3月31日	1	1		
21	503	川辺町	企画課	1	2	0	0				0	川辺町男女共同参画基本計画	2015年3月 ~ 2025年3月	0	1		
21	504	七宗町	ふるさと振興課	1	2	0	0				0	七宗町男女共同参画基本計画	2023年4月 ~ 2033年3月	0	1		
21	505	八百津町	総務課	1	2	0	0				0	第2次八百津町男女共同参画基本計画	2020年4月1日 ~ 2030年3月31日	1	1		
21	506	白川町	企画課	1	2	0	1				0	白川町男女共同参画計画	2022年4月 ~ 2028年3月	1	1		
21	507	東白川村	総務課	1	2	0	0				0	東白川村男女共同参画基本計画	2020年4月 ~ 2025年3月	1	1		
21	521	御嵩町	企画課	1	2	1	1				0	御嵩町第4次男女共同参画プラン	2021年3月 ~ 2025年3月	1	1		
21	604	白川村	総務課	1	2	0	0				0				0	0	

<選択肢回答>

所属

- 1 首長部局
- 2 教育委員会

事務所掌

- 1 男女共同参画・女性等を名称に冠した専管課
- 2 1ではない

庁内連絡会議

- 1 有
- 0 無

諮問機関

- 1 有
- 0 無

男女共同参画に関する条例

現在の状況

- 1 2024年3月末までの制定を目途に検討中
- 2 2023年度以降の制定を目途に検討中
- 3 その他
- 0 検討していない

男女共同参画に関する計画

女性活躍推進法の推進計画との関係

- 1 一体
- 0 一体でない

計画の策定方法(総合計画の一部として策定している場合、「問4-2 計画名称」は括弧書きで表記)

- 1 単独計画として策定
- 0 総合計画の一部として策定

現在の状況

- 1 策定予定有
- 0 策定予定無

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)																
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体							
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理			事業運営				
												直営	指定管理者	その他	直営	指定管理者	その他		
			3									0	3	2	1	0	2	1	0
21	201	岐阜市	岐阜市女性センター		500-8521	岐阜市橋本町1-10-23(ハートフルスクエアG内 1F)	058-268-1052	058-271-1261	<a href="https://gikyobun.or.jp/heartful/josei-c/">https://gikyobun.or.jp/heartful/josei-c/</a>		○		○					○	
21	202	大垣市	大垣市男女共同参画センター	ハートリンクおおがき	503-0911	岐阜県大垣市室本町5丁目51番地	0584-47-8549	0584-47-8838	<a href="http://www.city.ogaki.lg.jp/soshiki/3-3-0-0_4.html">http://www.city.ogaki.lg.jp/soshiki/3-3-0-0_4.html</a>		○	○					○		
21	203	高山市																	
21	204	多治見市																	
21	205	関市																	
21	206	中津川市																	
21	207	美濃市																	
21	208	瑞浪市																	
21	209	羽島市																	
21	210	恵那市																	
21	211	美濃加茂市	みのかも女性活躍支援センター	Re:Ola(リオラ)	505-0010	美濃加茂市健康のまち1丁目2番地みのかも健康プラザ内	090-9022-2200		<a href="https://caminho-minokamo.com/">https://caminho-minokamo.com/</a>		○	○					○		
21	212	土岐市																	
21	213	各務原市																	
21	214	可児市																	
21	215	山県市																	
21	216	瑞穂市																	
21	217	飛騨市																	
21	218	本巣市																	
21	219	郡上市																	
21	220	下呂市																	
21	221	海津市																	
21	302	岐南町																	
21	303	笠松町																	
21	341	養老町																	
21	361	垂井町																	
21	362	関ヶ原町																	
21	381	神戸町																	
21	382	輪之内町																	
21	383	安八町																	
21	401	揖斐川町																	
21	403	大野町																	
21	404	池田町																	
21	421	北方町																	
21	501	坂祝町																	
21	502	富加町																	
21	503	川辺町																	

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設(2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1		問6-4 所在地等					問6-3 施設形態		問6-5 管理・運営主体					
			名称	愛称・通称	郵便番号	住所	電話番号	FAX番号	ホームページ	単独	複合	施設管理		事業運営			
												直営	指定管理者 その他	直営	指定管理者 その他		
21	504	七宗町															
21	505	八百津町															
21	506	白川町															
21	507	東白川村															
21	521	御嵩町															
21	604	白川村															

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画・女性のための総合的な施設 (2023年4月1日現在で開設済の施設)														
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主  な  事  業									
					用 常 勤 ( 雇 用 の 定 め が な い 職 員 )	用 非 常 勤 ( 雇 用 の 定 め が あ る 職 員 )		広 報 啓 発	講 座	相 談 事 業	情 報 収 集 ・ 提 供	苦 情 処 理	交 流 促 進	企 業 ・ N P O と の 連 携	国 際 交 流	調 査 研 究	その他
			3					3	3	3	3	0	2	2	0	0	
21	201	岐阜市	岐阜市女性センター	2002年1月26日	3	3	27,121	○	○	○	○		○	○			
21	202	大垣市	大垣市男女共同参画センター	2017年10月11日	3	2	1,047	○	○	○	○		○	○			
21	203	高山市			0	0	0										
21	204	多治見市			0	0	0										
21	205	関市			0	0	0										
21	206	中津川市			0	0	0										
21	207	美濃市			0	0	0										
21	208	瑞浪市			0	0	0										
21	209	羽島市			0	0	0										
21	210	恵那市			0	0	0										
21	211	美濃加茂市	みのかも女性活躍支援センター	2018年9月21日	0	4	2,277	○	○	○	○						
21	212	土岐市			0	0	0										
21	213	各務原市			0	0	0										
21	214	可児市			0	0	0										
21	215	山県市			0	0	0										
21	216	瑞穂市			0	0	0										
21	217	飛騨市			0	0	0										
21	218	本巣市			0	0	0										
21	219	郡上市			0	0	0										
21	220	下呂市			0	0	0										
21	221	海津市			0	0	0										
21	302	岐南町			0	0	0										
21	303	笠松町			0	0	0										
21	341	養老町			0	0	0										
21	361	垂井町			0	0	0										
21	362	関ヶ原町			0	0	0										
21	381	神戸町			0	0	0										
21	382	輪之内町			0	0	0										
21	383	安八町			0	0	0										
21	401	揖斐川町			0	0	0										
21	403	大野町			0	0	0										
21	404	池田町			0	0	0										
21	421	北方町			0	0	0										
21	501	坂祝町			0	0	0										
21	502	富加町			0	0	0										
21	503	川辺町			0	0	0										
21	504	七宗町			0	0	0										
21	505	八百津町			0	0	0										

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画・女性のための総合的な施設（2023年4月1日現在で開設済の施設）															
			問6-1 名称	問6-2 設立年月日	問6-6 職員数(人)		問6-7 予算額(千円)	問6-8 主な事業										
					用常勤(雇用(任用)期間の定めがない職員)	用非常勤(雇用(任用)期間の定めがある職員)		広報啓発	講座	相談事業	情報収集・提供	苦情処理	交流促進	企業・NPOとの連携	国際交流	調査研究	その他	
21	506	白川町			0	0	0											
21	507	東白川村			0	0	0											
21	521	御嵩町			0	0	0											
21	604	白川村			0	0	0											

市区町村別集計項目(男女共同参画に関する宣言、首長、自治会長等の状況)

岐阜県

都道府県コード	市区町村コード	市区町村名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市区長数	うち		副市区長数	うち		町村長数	うち		副町村長数	うち		自治会長数	うち	
			宣言年月日	宣言名称	宣言の形態		女性市区長数	女性比率(%)		女性副市区長数	女性比率(%)		女性町村長数	女性比率(%)		女性副町村長数	女性比率(%)		女性自治会長数	女性比率(%)
				2		21	0	0.0	25	0	0.0	21	0	0.0	15	0	0.0	7,603	363	4.8
21	201	岐阜市				1	0	0.0	2	0	0.0							2443	228	9.3
21	202	大垣市	2005年3月18日	大垣市男女共同参画都市宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							489	12	2.5
21	203	高山市				1	0	0.0	2	0	0.0							278	3	1.1
21	204	多治見市				1	0	0.0	1	0	0.0							50	0	0.0
21	205	関市				1	0	0.0	1	0	0.0							564	17	3.0
21	206	中津川市				1	0	0.0	1	0	0.0							165	2	1.2
21	207	美濃市				1	0	0.0	1	0	0.0							69	1	1.4
21	208	瑞浪市				1	0	0.0	1	0	0.0							107	2	1.9
21	209	羽島市				1	0	0.0	1	0	0.0							113	2	1.8
21	210	恵那市				1	0	0.0	1	0	0.0							463	19	4.1
21	211	美濃加茂市				1	0	0.0	1	0	0.0							169	8	4.7
21	212	土岐市				1	0	0.0	1	0	0.0							250	7	2.8
21	213	各務原市	2005年9月26日	男女が共に輝く都市 かかみがはら宣言	2	1	0	0.0	2	0	0.0							382	21	5.5
21	214	可児市				1	0	0.0	1	0	0.0							129	2	1.6
21	215	山県市				1	0	0.0	1	0	0.0							149	0	0.0
21	216	瑞穂市				1	0	0.0	1	0	0.0							97	5	5.2
21	217	飛騨市				1	0	0.0	1	0	0.0							103	2	1.9
21	218	本巣市				1	0	0.0	1	0	0.0							118	4	3.4
21	219	郡上市				1	0	0.0	1	0	0.0							107	0	0.0
21	220	下呂市				1	0	0.0	1	0	0.0							88	0	0.0
21	221	海津市				1	0	0.0	1	0	0.0							173	6	3.5
21	302	岐南町										1	0	0.0	1	0	0.0	34	1	2.9
21	303	笠松町										1	0	0.0	1	0	0.0	55	0	0.0
21	341	養老町										1	0	0.0	1	0	0.0	129	1	0.8
21	361	垂井町										1	0	0.0	1	0	0.0	132	6	4.5
21	362	関ヶ原町										1	0	0.0	1	0	0.0	50	1	2.0
21	381	神戸町										1	0	0.0	0	0		49	1	2.0
21	382	輪之内町										1	0	0.0	0	0		25	0	0.0
21	383	安八町										1	0	0.0	1	0	0.0	26	0	0.0
21	401	揖斐川町										1	0	0.0	1	0	0.0	121	2	1.7
21	403	大野町										1	0	0.0	1	0	0.0	49	0	0.0
21	404	池田町										1	0	0.0	1	0	0.0	46	0	0.0
21	421	北方町										1	0	0.0	0	0		49	5	10.2
21	501	坂祝町										1	0	0.0	1	0	0.0	18	0	0.0
21	502	富加町										1	0	0.0	0	0		23	1	4.3

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	男女共同参画に関する宣言			問5 首長、自治会長等の状況(2023年7月1日現在)														
			問7-2			市 区 長 数	うち		副 市 区 長 数	うち		町 村 長 数	うち		副 町 村 長 数	うち		自 治 会 長 数	うち	
			宣 言 年 月 日	宣 言 名 称			宣 言 の 形 態	女 性 市 区 長 数		女 性 比 率 (%)	女 性 副 市 区 長 数		女 性 比 率 (%)	女 性 町 村 長 数		女 性 比 率 (%)	女 性 副 町 村 長 数		女 性 比 率 (%)	女 性 自 治 会 長 数
21	503	川辺町								1	0	0.0	0	0		14	0	0.0		
21	504	七宗町								1	0	0.0	0	0		32	0	0.0		
21	505	八百津町								1	0	0.0	1	0	0.0	77	0	0.0		
21	506	白川町								1	0	0.0	1	0	0.0	65	0	0.0		
21	507	東白川村								1	0	0.0	1	0	0.0	19	0	0.0		
21	521	御嵩町								1	0	0.0	1	0	0.0	68	4	5.9		
21	604	白川村								1	0	0.0	1	0	0.0	16	0	0.0		

<選択肢回答>

男女共同参画に関する宣言

宣言の形態

- 1 首長声明
- 2 議会の議決
- 3 庁内連絡会議の決定
- 4 その他



調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値					問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等における登用状況	問9-1						調査時点コード																
		問8-1		問8-2						問9			問10			(再掲)市町村防災会議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会議(会長を含む)			問8	問9	問10	その他							
		目標値(%)	目標達成期限	審議会等数	うち女性委員数	総委員数				うち女性委員数	女性比率(%)	審議会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	委員会等数	うち女性委員数	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	総委員数	うち女性委員数	女性比率(%)	その他	その他	その他	その他	
	小計			1,569	1,319	23,926	7,520	31.4	1,108	957	15,567	4,462	28.7	232	143	1,477	252	17.1	801	67	8.4	931	81	8.7								
21	201	岐阜市	40%以上 60%以下	2028年3月	186	166	2,763	1,046	37.9	全審議会	118	108	1,459	448	30.7	6	2	69	5	7.2	0	0	0.0	0	0	0.0	2	2023年6月1日	2	2023年6月1日	2	2023年6月1日
21	202	大垣市	40.3	2024年3月	110	92	2,121	849	40.0	要綱等により設置されている懇話会、会議等	44	42	793	232	29.3	5	4	33	5	15.2	39	5	12.8	40	5	12.5	2	2023年1月1日	2	2023年1月1日	2	2023年1月1日
21	203	高山市	40.0	2025年3月	37	36	735	271	36.9	地方自治法第180条の5及び第202条の3に基づく委員会等(広域除く)	32	31	701	262	37.4	5	5	34	9	26.5	25	4	16.0	26	4	15.4	1			1		
21	204	多治見市	40~60%	2028年3月	122	117	1,283	472	36.8	執行機関である委員、又は、委員会及び財産管理会は除く。	39	39	456	146	32.0	6	5	34	7	20.6	21	1	4.8	22	1	4.5	1			1		
21	205	関市	40.0	2029年3月	71	48	653	149	22.8	法令又は条例、規則等により設置されている審議会及び委員会等のうち、女性の登用に極めて難しい委員会(財産区管理など)を除いたもの	48	41	583	129	22.1	6	5	35	10	28.6	29	2	6.9	30	2	6.7	2	2023年6月1日	2	2023年6月1日	2	2023年6月1日
21	206	中津川市	30.0	2027年3月	75	57	2,294	647	28.2	1.法律又は政令により設置されている審議会等 2.法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5)3.条例、規則等に設置されている懇話会、会議等 4.要綱等により設置されている懇話会、会議等	27	21	541	201	37.2	6	4	68	11	16.2	23	0	0.0	24	0	0.0	1			1		
21	207	美濃市	35.0	2028年3月	58	42	607	154	25.4	1.法令または政令により設置されている審議会等 2.法律により設置されている委員会等 3.条例、規則等により設置されている懇話会、会議等	17	15	146	32	21.9	6	4	25	5	20.0	12	0	0.0	13	0	0.0	1			1		
21	208	瑞浪市	35.0	2024年3月	60	50	827	290	35.1	法律、政令、条例、規則、要綱等により設置されている審議会、委員会等	10	10	212	78	36.8	6	4	30	8	26.7	29	2	6.9	30	2	6.7	1			1		
21	209	羽島市	35.0	2025年3月	71	66	1,057	335	31.7	地方自治法に基づく審議会等、要綱等に基づき設置された審議会、委員会等	48	45	527	179	34.0	6	4	33	10	30.3	0	0	0.0	19	6	31.6	1			1		
21	210	恵那市	40.0	2026年3月	77	55	1,195	326	27.3	行政各種委員会(設置根拠が規則等である場合を含む)	26	16	317	56	17.7	6	5	35	10	28.6	29	9	31.0	30	9	30.0	1			1		
21	211	美濃加茂市	40.0	2030年3月	59	51	1,029	317	30.8	1.法律又は政令により設置されている審議会等 2.法律により設置されている委員会等(地方自治法第180条の5) 3.その他、規則・要綱等に基づき設置されている審議会等	38	34	558	172	30.8	5	2	41	7	17.1	18	1	5.6	19	1	5.3	1			1		
21	212	土岐市	33.0	2024年3月	55	50	694	190	27.4	要綱等により設置されている審議会等	22	22	292	54	18.5	6	4	29	6	20.7	33	2	6.1	34	2	5.9	1			1		
21	213	各務原市	35.0	2026年3月	80	72	1,212	400	33.0	地方自治法第180条の5に基づく委員会、地方自治法第202条の3に基づく審議会、その他の規則や要綱で設置したもの	55	51	697	227	32.6	6	5	37	6	16.2	32	4	12.5	33	4	12.1	1			1		
21	214	可児市	35.0	2024年3月	74	60	1,457	469	32.2	(1)地方自治法第180条の5に基づく委員会等(2)地方自治法第202条の3に基づく委員会等(3)要綱・要領に基づく審議会等(4)その他(規定・規約に基づく審議会等)	33	27	649	182	28.0	5	2	36	4	11.1	25	4	16.0	26	4	15.4	1			1		
21	215	山県市	40.0	2027年3月	47	44	554	204	36.8	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会及び地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等	41	39	523	196	37.5	6	5	31	8	25.8	28	3	10.7	29	3	10.3	1			1		
21	216	瑞穂市	40.0	2030年3月	33	31	474	106	22.4	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	34	31	493	108	21.9	5	2	26	4	15.4	25	1	4.0	26	1	3.8	1			1		
21	217	飛騨市	30.0	2026年3月	24	17	323	51	15.8	地方自治法第202条の3に基づく審議会、委員会等および地方自治法第180条の5に基づく委員会等	12	11	193	42	21.8	6	5	36	7	19.4	28	1	3.6	29	1	3.4	2	2023年10月1日	2	2023年10月1日	2	2023年10月1日
21	218	本巣市	35.0	2029年3月	50	41	749	198	26.4	法律、政令及び条例に基づき設置された審議会等に加え、要綱、規則及び規定に基づく審議会等	25	19	381	86	22.6	5	4	52	7	13.5	23	2	8.7	24	2	8.3	1			1		
21	219	郡上市	40.0	2026年3月	15	15	403	91	22.6	平成30年度時点で委員総数が10人以上かつ女性比率が30%を下回っている審議会	34	34	837	311	37.2	6	4	54	10	18.5	29	5	17.2	30	5	16.7	1			1		
21	220	下呂市									23	12	266	47	17.7	6	3	44	6	13.6	21	1	4.8	23	1	4.3	1			1		
21	221	海津市	40%以上 60%以下 (早期に 30%)	2027年3月	59	52	930	250	26.9	(1)地方自治法第180条の5に基づく委員会等(2)地方自治法第202条の3に基づく審議会等(3)条例に基づく審議会等(4)規則・規定・要綱・要領に基づく審議会等	16	16	220	58	26.4	6	6	51	8	15.7	0	0	0.0	25	3	12.0	2	2023年8月1日	2	2023年8月1日	2	2023年8月1日
21	302	岐南町	36.6	2025年3月	16	8	203	58	28.6		9	6	115	19	16.5	4	1	20	1	5.0	19	0	0.0	20	0	0.0	1			1		
21	303	笠松町	30.0	2024年3月	56	41	777	218	28.1	1.法律又は政令により設置されている審議会等 2.法律により設置されている委員会等 3.条例、規則等により設置されている懇話会、会議等 4.要綱等により設置されている懇話会、会議等	27	21	484	130	26.9	4	1	23	1	4.3	0	0	0.0	15	0	0.0	1			1		
21	341	養老町	30.0	2027年3月	23	20	285	76	26.7	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	23	20	285	76	26.7	5	1	33	2	6.1	19	4	21.1	20	4	20.0	1			1		
21	361	垂井町	50.0	2033年3月	20	18	313	124	39.6	県男女共同参画状況調査(各年度4月1日現在)の地方自治法180の5、法202条の3の数(広域除く)から	20	18	313	124	39.6	5	4	38	7	18.4	20	1	5.0	21	1	4.8	1			1		
21	362	関ヶ原町	40.0	2028年3月	0	0	0	0		特に設けていない	14	11	124	22	17.7	5	3	24	3	12.5	10	1	10.0	11	1	9.1	1			1		
21	381	神戸町	33.0	2025年3月	5	3	28	4	14.3	地方自治法(第180条の5)に基づく委員会	16	10	170	45	26.5	5	3	28	4	14.3	11	0	0.0	12	0	0.0	1			1		
21	382	輪之内町									18	15	215	54	25.1	5	3	27	5	18.5	0	0	0.0	33	5	15.2	1			1		

都 道 府 県 コ ー ド	市 区 町 村 コ ー ド	市 区 町 村 名	目標設定の対象である審議会等の目標及び現状値						問8-2 目標設定の対象である審議会等の範囲	問9 地方自治法(第202条の3)に基 づく審議会等における登用状況	問10 地方自治法(第180条の5)に基 づく委員会等における登用状況	問9-1						調査時点コード														
			問8-1		問8-2							(再掲)市町村防災会 議(委員のみ)			(再掲)市町村防災会 議(会長を含む)			問8 目 標設定 の対象 である 審議 会等 の目 標 及 び 現 状 値	問9 地 方自 治法 (第 202 条の 3)に 基 づ く 審議 会等 にお ける 登用 状況	問10 地 方自 治法 (第 180 条の 5)に 基 づ く 委員 会等 にお ける 登用 状況	その他	問9 地 方自 治法 (第 202 条の 3)に 基 づ く 審議 会等 にお ける 登用 状況	その他	問10 地 方自 治法 (第 180 条の 5)に 基 づ く 委員 会等 にお ける 登用 状況	その他							
			目 標 値 (%)	目 標 達 成 期 限	審 議 会 等 数	うち 女 性 委員 数	総 委員 数	うち 女 性 委員 数				女 性 比 率 (%)	審 議 会 等 数	うち 女 性 委員 数	総 委員 数	うち 女 性 委員 数	女 性 比 率 (%)									委員 会等 数	うち 女 性 委員 数	総 委員 数	うち 女 性 委員 数	女 性 比 率 (%)	総 委員 数	うち 女 性 委員 数
21	383	安八町	30.0	2028年3月	24	18	361	84	23.3	地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等	24	18	361	84	23.3	5	4	36	6	16.7	12	0	0.0	13	0	0.0	1		1		1	
21	401	摺斐川町	25.0	2024年3月	15	9	182	37	20.3	法令・条例に基づく町の審議会等	13	7	129	13	10.1	5	2	55	10	18.2	24	0	0.0	25	0	0.0	1		1		1	
21	403	大野町	25.0	2033年3月	27	23	237	58	24.5	地方自治法第180条の5及び第202条の3	22	20	210	52	24.8	5	3	27	6	22.2	10	2	20.0	11	2	18.2	1		1		1	
21	404	池田町									6	4	67	4	6.0	5	2	27	2	7.4	12	1	8.3	13	1	7.7	1		1		1	
21	421	北方町									8	7	96	17	17.7	5	2	22	3	13.6	19	2	10.5	20	2	10.0	1		1		1	
21	501	坂祝町									8	5	104	17	16.3	5	2	28	3	10.7	24	0	0.0	25	0	0.0	1		1		1	
21	502	富加町	30.0	2024年3月	20	17	180	46	25.6	地方自治法第202条の3に基づく審議会及び地方自治法第180条の5に基づく委員会	15	14	153	42	27.5	5	3	27	4	14.8	15	1	6.7	16	1	6.3	1		1		1	
21	503	川辺町	25.0	2025年3月	0	0	0	0			29	24	297	60	20.2	5	3	31	6	19.4	19	2	10.5	20	2	10.0	1		1		1	
21	504	七宗町									14	7	136	24	17.6	5	4	27	5	18.5	22	2	9.1	23	2	8.7	1		1		1	
21	505	八百津町									13	7	137	22	16.1	5	1	27	2	7.4	21	0	0.0	22	0	0.0	1		1		1	
21	506	白川町									7	7	95	15	15.8	5	3	26	6	23.1	26	1	3.8	27	1	3.7	1		1		1	
21	507	東白川村									7	6	58	13	22.4	5	3	32	5	15.6	18	0	0.0	19	0	0.0	1		1		1	
21	521	御嵩町	40.0	2024年3月	0	0	0	0		1.法に基づいて設置されているもの 2.条例に基づいて設置されているもの	48	41	513	145	28.3	6	2	34	5	14.7	18	2	11.1	19	2	10.5	1		1		1	
21	604	白川村									6	6	50	11	22.0	5	3	25	5	20.0	13	1	7.7	14	1	7.1	1		1		1	



調査時点コード	1	2023年4月1日	2	その他
---------	---	-----------	---	-----

都道府県	市区町村コード	市区町村名	問11-1 管理職の在職状況															問11-2 職務上の地位別職員在職状況															問11-2		問11-5 本庁の防災・危機管理部局への配置状況					問11-5									
			管理職総数	うち 管理職数	女性 比率 (%)	うち一般行政職		部長 相当 職 女性 数	女性 比率 (%)	うち一般行政職		次長 相当 職 女性 数	女性 比率 (%)	うち一般行政職		課長 相当 職 女性 数	女性 比率 (%)	課長 補佐 相当 職 女性 数	女性 比率 (%)	係長 相当 職 女性 数	女性 比率 (%)	うち 管理職 数	女性 比率 (%)	調査 時点 コード	その他	防災 ・ 危機 管理 女性 数	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち 管理職 数	女性 比率 (%)	調査 時点 コード	その他																	
						管理職総数	うち 管理職数			女性 比率 (%)	うち 女性 数			女性 比率 (%)	うち 女性 数																		女性 比率 (%)	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち 女性 数	女性 比率 (%)	うち 女性 数	女性 比率 (%)
			2,358	386	16.4	1,715	202	11.8	416	27	6.5	334	19	5.7	205	26	12.7	154	16	10.4	1,737	333	19.2	1,227	167	13.6	2,462	736	29.9	1,691	409	24.2	2,899	1,077	37.2	1,740	573	32.9			240	28	11.7	54	1	1.9			
21	201	岐阜市	308	47	15.3	202	21	10.4	37	2	5.4	30	1	3.3	77	8	10.4	48	3	6.3	194	37	19.1	124	17	13.7	185	49	26.5	109	21	19.3	469	82	17.5	229	46	20.1	1		19	1	5.3	6	0	0.0	1		
21	202	大垣市	227	35	15.4	92	4	4.3	52	3	5.8	14	0	0.0	3	0	0.0	3	0	0.0	172	32	18.6	75	4	5.3	196	37	18.9	127	6	4.7	219	68	31.1	81	19	23.5	1		14	0	0.0	3	0	0.0	1		
21	203	高山市	97	13	13.4	83	12	14.5	30	2	6.7	27	2	7.4	0	0	0.0	0	0	0.0	67	11	16.4	56	10	17.9	138	31	22.5	83	13	15.7	11	5	45.5	6	1	16.7	1		4	0	0.0	1		0	0.0	1	
21	204	多治見市	61	8	13.1	40	7	17.5	14	2	14.3	11	2	18.2	3	0	0.0	2	0	0.0	44	6	13.6	27	5	18.5	97	23	23.7	53	6	11.3	167	55	32.9	77	22	28.6	1		6	2	33.3	1	0	0.0	1		
21	205	関市	61	14	23.0	55	13	23.6	10	1	10.0	10	1	10.0	0	0	0.0	0	0	0.0	51	13	25.5	45	12	26.7	256	99	38.7	186	69	37.1	93	48	51.6	50	24	48.0	1		7	2	28.6	2	0	0.0	1		
21	206	中津川市	196	58	29.6	107	12	11.2	21	1	4.8	16	0	0.0	34	5	14.7	23	1	4.3	141	52	36.9	68	11	16.2	154	39	25.3	95	30	31.6	221	117	52.9	129	64	49.6	1		16	4	25.0	3	1	33.3	1		
21	207	美濃市	31	4	12.9	22	3	13.6	9	0	0.0	7	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	22	4	18.2	15	3	20.0	38	13	34.2	28	6	21.4	27	11	40.7	26	11	42.3	1		3	0	0.0	0	0.0	1			
21	208	瑞浪市	41	7	17.1	32	6	18.8	10	0	0.0	9	0	0.0	4	1	25.0	2	1	50.0	27	6	22.2	21	5	23.8	70	25	35.7	44	13	29.5	32	10	31.3	16	3	18.8	1		6	2	33.3	1	0	0.0	1		
21	209	羽島市	110	20	18.2	97	16	16.5	19	2	10.5	18	2	11.1	13	3	23.1	13	3	23.1	79	15	19.2	66	11	16.7	98	27	27.6	64	9	14.1	95	31	32.6	66	12	18.2	1		6	1	16.7	2	0	0.0	1		
21	210	惠那市	89	11	12.4	80	10	12.5	19	1	5.3	15	1	6.7	6	3	50.0	6	3	50.0	64	7	10.9	59	6	10.2	69	24	34.8	61	18	29.5	188	55	29.3	165	41	24.8	1		4	0	0.0	1	0	0.0	1		
21	211	美濃加茂市	44	5	11.4	40	4	10.0	8	0	0.0	8	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	36	5	13.9	32	4	12.5	72	19	26.4	55	9	16.4	30	13	43.3	24	9	37.5	1		10	1	10.0	2	0	0.0	1		
21	212	土岐市	61	8	13.1	45	5	11.1	7	0	0.0	7	0	0.0	12	1	8.3	8	1	12.5	42	7	16.7	30	4	13.3	56	13	23.2	28	5	17.9	150	46	30.0	66	20	30.3	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1		
21	213	各務原市	145	19	13.1	104	11	10.6	15	1	6.7	12	1	8.3	14	1	7.1	11	1	9.1	116	17	14.7	81	9	11.1	142	36	25.4	90	25	27.8	27	6	22.2	18	5	27.8	1		8	1	12.5	3	0	0.0	1		
21	214	可児市	55	4	7.3	46	4	8.7	10	1	10.0	9	1	11.1	2	0	0.0	2	0	0.0	43	3	7.0	35	3	8.6	62	10	16.1	50	8	16.0	51	21	41.2	42	18	42.9	1		15	2	13.3	3	0	0.0	1		
21	215	山県市	30	7	23.3	26	3	11.5	10	1	10.0	10	1	10.0	0	0	0.0	0	0	0.0	20	6	30.0	16	2	12.5	51	19	37.3	48	16	33.3	46	28	60.9	39	22	56.4	1		2	0	0.0	1	0	0.0	1		
21	216	瑞穂市	39	5	12.8	33	3	9.1	13	0	0.0	12	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	26	5	19.2	21	3	14.3	55	21	38.2	40	12	30.0	37	18	48.6	24	8	33.3	1		8	0	0.0	1	0	0.0	1		
21	217	飛騨市	78	6	7.7	58	4	6.9	26	3	11.5	22	1	4.5	0	0	0.0	0	0	0.0	52	3	5.8	36	3	8.3	45	13	28.9	31	9	29.0	58	13	22.4	40	12	30.0	1		2	0	0.0	0	0.0	1			
21	218	本巣市	30	3	10.0	25	3	12.0	7	0	0.0	6	0	0.0	7	0	0.0	7	0	0.0	16	3	18.8	12	3	25.0	45	11	24.4	36	4	11.1	35	12	34.3	27	7	25.9	1		13	3	23.1	2	0	0.0	1		
21	219	郡上市	116	29	25.0	65	7	10.8	18	2	11.1	13	1	7.7	9	1	11.1	9	1	11.1	89	26	29.2	43	5	11.6	95	45	47.4	35	9	25.7	231	116	50.2	85	21	24.7	1		6	1	16.7	2	0	0.0	1		
21	220	下呂市	71	7	9.9	71	7	9.9	20	2	10.0	20	2	10.0	1	0	0.0	1	0	0.0	50	5	10.0	50	5	10.0	90	29	32.2	62	14	22.6	62	14	22.6	62	14	22.6	1		5	0	0.0	1	0	0.0	1		
21	221	海津市	49	2	4.1	39	2	5.1	10	0	0.0	9	0	0.0	1	0	0.0	1	0	0.0	38	2	5.3	29	2	6.9	58	17	29.3	45	14	31.1	71	33	46.5	55	29	52.7	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1		
21	302	岐阜町	39	8	20.5	37	8	21.6	8	0	0.0	8	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	31	8	25.8	29	8	27.6	15	5	33.3	14	4	28.6	36	14	38.9	32	12	37.5	1		3	1	33.3	0	0.0	1			
21	303	笠松町	28	7	25.0	26	5	19.2	7	0	0.0	7	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	21	7	33.3	19	5	26.3	12	6	50.0	11	5	45.5	25	9	36.0	23	7	30.4	1		6	0	0.0	3	0	0.0	1		
21	341	養老町	33	10	30.3	21	6	28.6	6	2	33.3	5	2	40.0	0	0	0.0	0	0	0.0	27	8	29.6	16	4	25.0	42	15	35.7	24	10	41.7	70	24	34.3	33	8	24.2	1		4	1	25.0	1	0	0.0	1		
21	361	垂井町	17	2	11.8	16	2	12.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	17	2	11.8	16	2	12.5	21	10	47.6	13	2	15.4	41	23	56.1	28	12	42.9	1		3	0	0.0	1	0	0.0	1		
21	382	関ヶ原町	14	1	7.1	12	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	14	1	7.1	12	0	0.0	24	6	25.0	18	2	11.1	34	25	73.5	27	19	70.4	1		1	0	0.0	0	0.0	1			
21	381	神戸町	20	8	40.0	16	3	18.8	2	0	0.0	2	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	18	8	44.4	14	3	21.4	23	6	26.1	22	5	22.7	34	24	70.6	2													

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都 府 県	市 町 村	区	道 区	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査	市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査						市 区 町 村 議 会 の 議 員 の 両 立 支 援 体 制 に 関 する 調 査										
					問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)								
					1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の出産	育児	家族の看護	家族の介護	疾病	その他				
					21	1の合計	38	0	34		0					34	34	34	34	33	26
					11	2の合計	1	31	4		38					1	1	1	1	4	2
					0	3の合計	1	4			0					1	1	1	1	1	1
					10	4の合計	1	3								5	5	5	5	3	10
21	201	岐阜市			1	岐阜市議員の旧姓使用に関する要綱 第5条第1項 任命権者は、前条第2項及び第3項の規定による申請について、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。	岐阜市議会	1	3	1	岐阜市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	4
21	202	大垣市			1	大垣市職員旧姓使用取扱要綱 (旧姓の使用) 第2条 職員は、任命権者の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	大垣市議会	1	2	1	大垣市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、遅刻若しくは早退をしようとするときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。ただし、やむを得ない事情により届出ができない場合には、その事情がなくなった後、速やかに議長に届け出るものとする。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
21	203	高山市			1	高山市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この要綱は、職員(高山市臨時職員等の取扱いに関する規程(昭和58年高山市訓令第12号)第2条に規定する臨時職員等を含む。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓の使用) 第2条 職員は、届出をすることにより、職場において旧姓を使用することができる。	高山市議会	1	2	1	高山市議会会議規則 第2条 議員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 第83条 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届けなければならない。 2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
21	204	多治見市			1	多治見市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者の承認を受けて、次に掲げるものに旧姓を使用することができる。 (1) 人事又は給与に関する条例、規則又は訓令第の規定により職員が作成する文書等 (2) 紀要書 (3) 検査調書 (4) 事務引継書 (5) 研修受講レポート (6) 名刺 (7) 前各号に掲げるもののほか、旧姓を使用しても法律、条例、規則又は訓令第(以下「法令等」という。)の規定に反する恐れのない文書等で所属長が認めるもの	多治見市議会	1	2	1	多治見市議会会議規則 第2条(省略) 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
21	205	関市			1	関市職員の旧姓使用に関する要綱 第6条第1項 第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合において、職務遂行上又は事務処理上支障がないと認めるときは、旧姓の使用を承認するものとする。	関市議会	1	3	1	関市議会会議規則、関市議会委員会条例 ・関市議会会議規則第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。 ・関市議会委員会条例第12条第2項 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	4
21	206	中津川市			1	中津川市職員の旧姓使用の取扱いに関する規程 第1条 この規程は、中津川市の一般職の職員及び会計年度任用職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等によって改める前の氏(以下「旧姓」という。)を名刺、名刺その他の文書(以下「文書等」という。)に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	中津川市議会	1	2	1	中津川市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							問12-7						
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)							
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。				左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他
21	207	美濃市	2		美濃市議会	1	3	1	美濃市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条第2項 議員は出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
21	208	瑞浪市	1	瑞浪市職員旧姓使用取扱要綱 本則全て	瑞浪市議会	1	2	1	瑞浪市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	4
21	209	羽島市	2		羽島市議会	1	2	1	羽島市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
21	210	恵那市	4		恵那市議会	1	2	1	恵那市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
21	211	美濃加茂市	1	美濃加茂市職員の旧姓使用の取扱いに関する要綱 第1条 この訓令は、美濃加茂市の一般職の職員(以下「職員」という。)が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等によって改める前の氏(以下「旧姓」という。)を名札、名刺その他の文書(以下「文書等」という。))に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第2条 職員が旧姓を使用することができる文書等は、次の各号のいずれにも該当するものであっておおむね別表第1に掲げるものとする。 (1) 法令上特別な効果を生じるおそれなく、かつ、職員の同一性の確認が容易にできるもの (2) 職務遂行上又は事務処理上誤解又は混乱を招くおそれのないもの	美濃加茂市議会	1	2	1	美濃加茂市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1
21	212	土岐市	1	土岐市職員旧姓使用取扱要綱 (趣旨) 第1条 この告示は、職員(土岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年土岐市条例第22号)の適用を受ける会計年度任用職員を含む。以下同じ。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。))によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を使用することに関して必要な事項を定めるものとする。 (旧姓使用の範囲) 第2条 職員は、次に掲げる文書等を除き、旧姓を使用できるものとする。 (1) 辞令、昇給通知、履歴書及び身分証明書 (2) 源泉徴収票及び給与支払明細書 (3) 在職証明書等各種証明書 (4) 市町村職員共済組合に関する各種届出書 (5) 前各号に掲げるもののほか、法令等により戸籍上の氏の使用が求められているもの及び実務上の混乱が生じるおそれがあると市長が判断するもの (旧姓使用届) 第3条 職員は、旧姓の使用を希望するときは、旧姓使用届(別記様式第1号)を所属長を経て市長に提出しなければならない。 (旧姓使用中届) 第4条 旧姓を使用している職員(以下「旧姓使用者」という。)が旧姓の使用を中止しようとするときは、旧姓使用中届(別記様式第2号)を所属長を経て市長に提出しなければならない。 (旧姓使用者台帳) 第5条 市長は、旧姓使用者台帳(別記様式第3号)を備え、旧姓使用の適正な管理に努めなければならない。 (責務) 第6条 所属長は、所属職員の旧姓の使用に適切な運用が図られるよう努めなければならない。 2 旧姓使用者は、旧姓を使用するに当たって、常に市民、職員等に誤解や混乱が生じないよう努めなければならない。 (委任) 第7条 この告示に定めるもののほか、旧姓の使用に關し必要な事項は、市長が別に定める。	土岐市議会	1	2	1	土岐市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2		1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)								
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。		1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例			配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
21	213	各務原市	1	各務原市職員の旧姓使用の取扱いに関する要綱 この要綱は各務原市の一般職の職員(以下「職員」という。)が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境を整備するため、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等によって改める前の氏(以下「旧姓」という。)を名刺、名刺その他の文書(以下「文書等」という。)に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	各務原市議会	1	2	1	各務原市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
21	214	可見市	1	可見市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この訓令は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備を図るため、一般職に属する職員(以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	可見市議会	1	2	1	可見市議会会議規則 (欠席の届出) 第2条 議員は、出産のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
21	215	山泉市	1	山泉市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに関して必要な事項を定めるものとする。	岐阜県山泉市議会	1	2	1	山泉市議会会議規則 第2条 第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
21	216	瑞穂市	1	瑞穂市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、次条に定めるもの限り、旧姓を使用することができる。	瑞穂市議会	1	2	1	瑞穂市議会会議規則 第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1
21	217	飛騨市	4		飛騨市議会	1	2	1	飛騨市議会会議規則 第2条2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	2
21	218	本巣市	1	本巣市職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、市長の承認を受けて、次条に定めるもの限り、旧姓を使用することができる。	本巣市議会	1	2	1	本巣市議会会議規則 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	2
21	219	郡上市	1	郡上市職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、婚姻、養子縁組その他の事由により氏を改めることによる不利益及び不都合を軽減し、社会活動の継続性を保障するため、郡上市職員(以下「職員」という。)が戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を職場において引き続き使用することについて、必要な事項を定めるものとする。	郡上市議会	1	2	1	郡上市議会会議規則 第2条 2 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2				1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査															
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	議 会 名	問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。		問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。		問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)					
					1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
21	220	下呂市	1	下呂市議会	1	2	1	下呂市議会会議規則	2			1	1	1	1	1	1	
21	221	海津市	4	海津市議会	1	2	1	海津市議会会議規則第2条第2項 議員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1		
21	302	岐南町	2	岐南町議会	1	4	2		2			4	4	4	4	2	4	
21	303	笠松町	4	笠松町議会	1	4	2		2			2	2	2	2	2	4	
21	341	養老町	2	養老町議会	1	2	1	養老町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	
21	361	垂井町	1	垂井町議会	1	2	1	垂井町議会会議規則 第2条第2項 出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2			1	1	1	1	1	1	



都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査							議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上認められている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認められていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)					
				問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、問12-3で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、問12-3で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休業期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、当該部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7						
1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。				議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他	
21	362	関ヶ原町	関ヶ原町職員の旧姓使用に関する要綱 第1条 この訓令は、婚姻、養子縁組その他の事由により、戸籍上の氏を改めた職員について、改姓前の氏(以下「旧姓」という。)を町の文書等において使用することに関する事項を定めるものとする。 第2条 この訓令は、一般職に属する職員(臨時及び非常勤の職員を除く。以下「職員」という。)に適用する。 第3条 旧姓を使用することができる文書等は、旧姓を使用しても法令等に抵触するおそれなく、かつ、職務遂行上支障がないと認められる文書等とし、おおむね別表第1に掲げる基準に該当するものとする。 2 旧姓の使用を届け出た職員は、前項に規定する全ての文書等において旧姓を使用するものとする。 3 旧姓を使用することができない文書等は、次の各号のいずれかに該当するもので、おおむね別表第2に掲げるものとする。 (1) 職員の身分に係るもの (2) 職員の権利義務に係るもので、他に与える影響の大きいもの (3) 公権力の行使に係るもの 第4条 職員は、旧姓を使用するときは、関ヶ原町職員服務規程(昭和60年関ヶ原町訓令乙第1号)第27条の規定に基づく変更届の提出の際に旧姓使用届出書(様式第1号)を総務課長に提出しなければならない。 2 総務課長は、前項の届出について、特に必要があると認められるときは当該職員に対して、当該届出記載内容の確認ができるものの提出を求めることができる。	関ヶ原町議会	1	2	1	2			1	1	1	1	1	1
21	381	神戸町	神戸町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、町長に届出し、旧姓の使用に関し承認を受けることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	神戸町議会	1	4	2	2			3	3	3	3	3	3
21	382	輪之内町	輪之内町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、町長に届出し、旧姓の使用に関し承認を受けることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	輪之内町議会	1	2	1	2			1	1	1	1	1	4
21	383	安八町		安八町議会	1	2	1	2			1	1	1	1	1	1
21	401	揖斐川町		揖斐川町議会	1	2	1	2			1	1	1	1	1	1
21	403	大野町		大野町議会	1	2	1	2			1	1	1	1	1	4
21	404	池田町		池田町議会	1	2	1	2			1	1	1	1	1	1

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査																		
			問11-3及び4 職員の通称又は旧姓の使用を認めていますか。		問12-1 議員の出産を欠席事由として明記した規定(産休を含む)があるか。	問12-2 問12-1で1.を選択した場合、取得することが可能な休業期間は、次のうちどれか。	問12-3 問12-1で1.を選択した場合、出産に係る産前産後期間の明記はあるか。	問12-4 問12-3で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-5 問12-1で1.を選択した場合、休暇期間の報酬について減額の規定はあるか。	問12-6 問12-5で1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-7 議員の仕事と生活の両立の観点からの欠席事由について、以下の事由について1~4のいずれか一つに○をつけてください。 1. 個別の各事由を明記した規定がある。 2. 個別の各事由を明記した規定はないが、解釈又は運用上も認めている。 3. 個別の各事由を明記した規定がなく、解釈又は運用上も認めていない。 4. 個別の各事由を明記した規定がなく、過去に事例がない。(2及び3の場合を除く。)										
			1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。	左記で、1.を選択した場合、該当部分の条文(本文)を記入してください。	議 会 名	1. 明記した規定がある。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に事例がない。	1. 労働基準法65条の産前産後期間よりも短い。 2. 労働基準法65条の産前産後期間と同等。 3. 労働基準法65条の産前産後期間よりも長い。 4. 期間の定めはない。	1. 産前産後期間を明記した規定がある。 2. 産前産後期間を明記した規定はない。	1. あり 2. なし 3. その他	その他具体例	配偶者の 出産	育児	家族の 看護	家族の 介護	疾病	その他					
21	421	北方町	4		北方町議会	1	2	1	北方町議会会議規則 第2条 第2項 議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の六週間(多胎妊娠の場合にあっては、十四週間)前の日から当該出産の日後八週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
21	501	坂祝町	4		坂祝町議会	4								4	4	4	4	4	4	4	
21	502	富加町	4		富加町議会	1	2	1	富加町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
21	503	川辺町	4		川辺町議会	1	2	1	川辺町議会会議規則 第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2						1	1	1	1	1	1
21	504	七宗町	2		七宗町議会	2								4	4	4	4	4			
21	505	八百津町	1	八百津町職員旧姓使用取扱要綱 第2条 職員は、任命権者の承認を受けて、専ら職員の間で使用している文書等で職務執行上又は事務処理上の誤解や混乱を招くおそれのないものにおいては、旧姓(押印を含む。以下同じ。)を使用することができるものとする。	八百津町議会	1	2	1	八百津町議会会議規則 第2条第2項 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	1	1	
21	506	白川町	1	白川町職員旧姓使用取扱要綱 第1条 この要綱は、職員が互いに個性を尊重し、能力を発揮しやすい職場環境の整備をはかるため、一般職に属する職員(臨時及び非常勤の職員を除く、以下「職員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由によって戸籍上の氏を改めた後も、以前使用していた氏(以下「旧姓」という。)を文書等に使用することに必要事項を定めるものとする。 第2条 職員は、町長に届出し、旧姓の使用に申し承認を受けることにより、法令等に抵触するおそれなく、専ら職員間で使用している文書、軽易な文書等で職務遂行上又は事務処理上誤解や混乱を招くおそれのないものにおいて、旧姓を使用することができる。	白川町議会																
21	507	東白川村	2		東白川村議会	1	3	2						4	4	4	4	4	4	4	
21	521	御嵩町	2		御嵩町議会	1	2	1	御嵩町議会会議規則 (欠席の届出)第2条 議員は、公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届けなければならない。 2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、出産予定日の6週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。	2					1	1	1	1	2	1	
21	604	白川村	2		白川村議会	3								4	4	4	4	2	4		

調査時点	議会関係は2023年7月1日(その他2023年4月1日)
------	------------------------------

都 道 府 県	市 区 町 村	市 区 町 村 名	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査													地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割
			問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。	
			1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設)がされている。(臨時のものも含む) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 関係するハラスメント(規定)がある(倫理防規正)を設けている 2. ハラスメント(規定)がある(倫理防規正)を設けていない 3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定はありますか。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めている。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)			
			0	2	2				4	2	0	3		6		
			1	3	7	1	0	1	12	8	6	12		31		
			0	0	32				25	6	35	0		4		
			40	36								26				
21	岐阜市	201	4	4	3				3		3	4		1	岐阜市地域防災計画(一般対策計画) 第2章 災害予防 第1節 総則 2推進体制 (3)男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立 市は、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大するため、岐阜市防災会議の委員への任命など、男女共同参画その他の多様な視点に配慮した防災体制の確立に努める。 第3章 災害応急対策 第1節 活動体制 P145 市民協働推進部/男女共生・生涯学習推進班 1 コミュニティセンター、ハートフルスクエアGの災害対策に関すること 2 コミュニティセンター、ハートフルスクエアGに避難所の開設を指示すること 3 ポンティア受入れ窓口の開設の応援に関すること	
21	大垣市	202	4	4	3				3		3	2		2		
21	高山市	203	4	4	3				2	3	3	2		1	高山市地域防災計画(一般対策編) 第2章 災害予防計画 第1項 防災組織等整備計画 第1節 防災関係機関等の防災体制の整備 5 男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立 市は、多様な視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点に配慮した防災体制の確立に努めるものとする。 また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局等の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局等が連携し明確化しておくよう努めるものとする。	
21	多治見市	204	4	4	3				3		3	2		2		
21	関市	205	4	4	3				3		3	2		1	関市地域防災計画 女性専用の災害相談窓口の開設	
21	中津川市	206	4	4	3				1	1	3	4		2	令和5年3月に中津川市議会基本条例を改正し、第5条に第5号として「政治分野における男女共同参画を推進します。」の1号を加えた。	
21	美濃市	207	4	4	2				2		2	4		2		
21	瑞浪市	208	4	4	3				3		3	4		2		
21	羽島市	209	4	4	3				3		3	4		3		
21	恵那市	210	4	4	3				1		3	4		2		
21	美濃加茂市	211	4	4	3				2	2	3	4		2		
21	土岐市	212	4	4	2				3		2	2		2		
21	各務原市	213	4	4	3				3		3	4		2		
21	可児市	214	2	2	2				2		2	4		2	ママさん議会の開催(2016年)	
21	山県市	215	4	4	2				2	3	3	4		2	第4次山県市男女共同参画プラン(令和4～8年度)の策定に、議会における女性参画の意義の理解促進を追加し、女性を含めた幅広い層が議員として参画しやすい環境に努めることとした。	
21	瑞穂市	216	4	4	3				2	3	2	2		2		

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割		
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っているか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画の局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。	
		1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1. 関するハラスメント(規定)が定められている倫理防規正 2. 議員向け研修を 3. その他	その他内容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)			
21	217	飛騨市	4	4	3			3		3	1	飛騨市議会議員の通称名等の使用に関する規定 第1条 この訓令は、飛騨市議会議員(以下「議員」という。)が議会において使用する氏名(以下「氏名」という。)について、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第88条第8項及び第9項に規定する通称の使用が認定された氏名(以下「通称名」という。)の使用、又は議員が婚姻、養子縁組等の事由(以下「婚姻等」という。)により戸籍の氏を改めた後引き続き、若しくは一定期間経過後婚姻等の前の戸籍の氏を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。 (通称名等使用の届出等) 第2条 議員は、前条に規定する通称名又は婚姻等の前の戸籍の氏(以下「通称名等」という。)を使用しようとするときは、通称名等使用届出書(様式第1号)に本人の戸籍抄本を添えて議長に提出し、承認を得なければならない。 2 議長は、前項の届出書の提出があった場合において、議会の会議における議事整理上、及び議員としての活動上支障がないと認めるときは、通称名等の使用を承認するものとする。 3 第1項に規定する届出書については、通称名等の使用を開始しようとする日の30日前までに提出するものとする。ただし、通称名の使用の場合はこの限りでない。	2		
21	218	本巣市	4	4	1	1		2		3	3	2	2	本巣市議会議員によるハラスメントに関する条例 (議長の責務) 第4条 議長は、ハラスメントの防止及び根絶に努めるとともに、ハラスメントに起因する問題が生じた場合は、その解決に必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。 2 議長は、ハラスメントの防止及び根絶に関する行動指針を定め、周知徹底を図るとともに、ハラスメントに関する相談に的確に応じるために必要な相談体制の整備に努めるものとする。 (議員の責務) 第5条 議員は、選挙で選ばれた市民の代表として常に高い倫理観を持ち、ハラスメントに関する行動指針を遵守し、ハラスメントの防止及び根絶に努めるものとする。 2 議員は、ハラスメントの事実があると疑われたときは、誠実な態度をもって事実を明らかにし、説明責任を果たさなければならない。 3 議員は、ハラスメントに当たる行動を目撃したときは、当該行動を行っている者に対し、厳に憤むべき旨を指摘するよう努めるとともに、目撃した内容を議長に報告しなければならない。	2
21	219	郡上市	4	4	3			3		3	1	2	郡上市議会議員の通称名等の使用に関する規定 第1条 この訓令は、郡上市議会議員(以下「議員」という。)が議会において通称名等を使用することについて、必要な事項を定めるものとする。 第2条 この訓令において、通称名等とは、次に掲げるものをいう。 (1) 公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)第89条第5項において準用する同令第88条第8項の規定により認定を受けた通称名 (2) 常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)に掲げる通用字体又は戸籍法施行規則(昭和22年司法省令第94号)別表第2に掲げる字体(以下「通用字体」という。)と異なる字体により記載された氏名を通用字体にした氏名 (3) 漢字表記を平仮名表記にした氏名 (4) 婚姻、養子縁組等で変更した氏の変更前の氏にした氏名	2	
21	220	下呂市	4	4	3			3		3	4	2	2		
21	221	海津市	4	1	3			2		3	4	1	海津市地域防災計画 平常時及び災害時における男女共同参画担当部局等の役割について、防災担当部局と男女共同参画担当部局等が連携し明確化しておくよう努めるものとする。		
21	302	岐南町	4	4	3			2		2	3	2	2		

都 道 府 県	市 区 町 村	市区町村議会の議員の両立支援体制に関する調査											地域防災計画や避難所運営に関する指針(手引き・ガイドラインを含む)における具体的な役割	
		問12-8 議員の利用することのできる保育施設等が議会に設置または提供されているか。	問12-9 議員の利用することのできる授乳室等が議会に設置または提供されているか。	問12-10 議会におけるハラスメント防止に関する取組(ハラスメント防止に関する議員向け研修を除く。)を行っていますか。	問12-11 問12-10で1.を選択した場合、行っている取組みは、次のうちどれか。	問12-12 問12-11で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-13 ハラスメント防止に関する議員向け研修を行っていますか。	問12-14 当該研修において、令和4年4月に内閣府が公表した教材動画「政治分野におけるハラスメント防止研修教材」を利用している又は利用する予定はありますか。	問12-15 男女共同参画に関する研修(ハラスメント防止に関するもの以外)を行っていますか。	問12-16 議会において、通称又は旧姓の使用を認めていますか。	問12-17 問12-16で、1.を選択した場合該当部分の条文(本文)を記入してください。	問12-18 政治分野の男女共同参画のために実施していることがあればご記入ください。	問13 男女共同参画担当部局又は男女共同参画センターの具体的な役割が明確に位置づけられているか。	問13-1 左記で、1.を選択した場合該当部分の規定を記入してください。
	コ ロ シ ド	1. 人員及び場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 2. 保育に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 専用の場所が設置されている。(常設) 2. 授乳等に必要な場所の設置または提供がされている。(臨時のものも含む) 3. 設置または提供する予定である。 4. なし	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	に1 関 定 す ハ 等 ラ ( 規 定 が 定 メ ン ト を 設 置 し て い る に 関 す る 議 員 向 け の 相 談 窓 口 開 き の 実 施 に 関 する 取 組 は な し	3 そ の 他 その 他 内 容	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、行う予定である。 3. 行っておらず、今後、行う予定もない。	1. 研修において利用している。 2. 研修において利用していない又は現在は研修を行っていないが、今後行う研修で利用予定である。 3. 研修において利用していない又は現在は研修を行っておらず、今後行う研修で利用する予定もない。	1. 行っている。 2. 行っていないが、今後、取り組む予定である。 3. 行っておらず、今後、取り組む予定もない。	1. 明記した規定があり、認めている。 2. 明記した規定はないが、運用上認めている。 3. 明記した規定がなく、運用上も認めていない。 4. 明記した規定がなく、過去に使用した事例も判断したこともない。		1. 位置づけられた規定がある。 2. 位置づけられていない。 3. その他(不明等)		
21	303	笠松町	4	4	3			1	3	3	1	第1条 この要綱は、笠松町議会議員(以下「議員」という。)が婚姻、養子縁組その他の事由(以下「婚姻等」という。)によって戸籍上の氏を改めた後も、引き続き婚姻等の前の戸籍上の氏(以下「旧姓」という。)を議員活動に使用することに関する、必要な事項を定めるものとする。 (承認) 第2条 議員は、議長の承認を受けて、次の各号に掲げる事項を除き、旧姓を使用することができる。 (1) 履歴に関する届出書類 (2) 身分証明書 (3) 報酬、期末手当及び費用弁償の支給に関する書類 (4) 源泉徴収票の名称 (5) 叙位、叙勲の申請 (6) 在職証明書等各種証明書 (7) その他旧姓の使用によって業務上の混乱が生ずるおそれがあると議長が判断するもの	2	
21	341	養老町	4	4	3			3	3	4				
21	361	東井町	4	4	3			3	3	2				
21	362	関ヶ原町	4	4	3			3	3	4				
21	381	神戸町	4	4	3			3	3	4				
21	382	輪之内町	4	2	3			3		4		1	輪之内町地域防災計画 第2章 災害予防計画/第1節 総則/2 推進体制/(3) 男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制の確立(前段) また、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局等の役割について、防災担当部局と男女共同参画部局等が連携し明確化しておくよう努めるものとする。	
21	383	安八町	4	4	3			3	3	4			2	
21	401	揖斐川町	4	4	1		3	1	2	3	2		2	
21	403	大野町	4	4	3			3	3	2			2	
21	404	池田町	4	1	2			2	3	4			2	
21	421	北方町	4	2	3			3	3	4			2	
21	501	坂祝町	4	4	3			3	3	4			2	
21	502	富加町	4	4	2			2	2	4		1	今年4月の富加町議会議員選挙において、初めて女性議員が1名誕生した。 「富加町避難所運営マニュアル」(平成30年3月、57頁) 女性・子どもの視点での避難所運営(専用更衣室の確保、授乳スペースの確保、男女別の物干し場の確保、専用トイレの確保、女性の担当者による物資配布、女性専門相談窓口の設置、サロン活動の実施)	
21	503	川辺町	4	4	3			3	3	4			2	
21	504	七宗町	4	4	3			3	3	4			2	
21	505	八百津町	4	4	2			2	2	4			2	
21	506	白川町	4	4	3			3	3	2			3	
21	507	東白川村	4	4	3			3	3	2			2	
21	521	御蔵町	4	4	3			3	3	4			3	
21	604	白川村	4	4	3			3	3	4			2	